

平成27年度北海道最低賃金改正等に関する意見書

労働基準法第2条では、「労働条件の決定は労使が対等な立場で行うもの」と定めているが、最低賃金の影響を受ける多くの非正規労働者やパートタイム労働者は、労働条件決定にほとんど関与することができない状況にある。

平成22年、政府、労働界、経済界の代表等で作る政府の「雇用戦略対話」において、「最低賃金は、できる限り早期に全国最低800円を確保し、景気状況に配慮しつつ、平成32年までに全国平均1,000円を目指す」との合意がなされ、昨年には、北海道地方最低賃金審議会の答申書に、初めて800円、1,000円への引き上げに向けた道筋をつけるための表記がなされた。

よって、政府においては、平成27年度の北海道最低賃金の改正にあたり、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 雇用戦略対話合意に基づき早期に800円を確保し、全国平均1,000円に到達することができるよう、平成26年度北海道地方最低賃金審議会答申を十分尊重し、デフレ脱却と経済の好循環の実現に向けて、最低賃金を大幅に引き上げること。
- 2 最低賃金の引き上げと同時に、中小企業に対する支援の充実と、安定した経営を可能とする実効ある対策を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

平成27年（2015年）7月17日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣

（提出者）民主党・市民連合及び日本共産党所属議員全員